



第100期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 | 2025年3月27日（木曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所 | 静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
当社本社会議室

書面(郵送)およびインターネット等による行使期限
2025年3月26日（水曜日）午後5時まで

目次

| | |
|--|----|
| 第100期定時株主総会招集ご通知 | 3 |
| 株主総会参考書類 | 8 |
| ● 第1号議案 定款一部変更の件 | |
| ● 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 | |
| ● 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する株式報酬制度の改定の件 | |
| 事業報告 | 20 |
| 連結計算書類 | 35 |
| 監査報告書 | 37 |



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7718/>

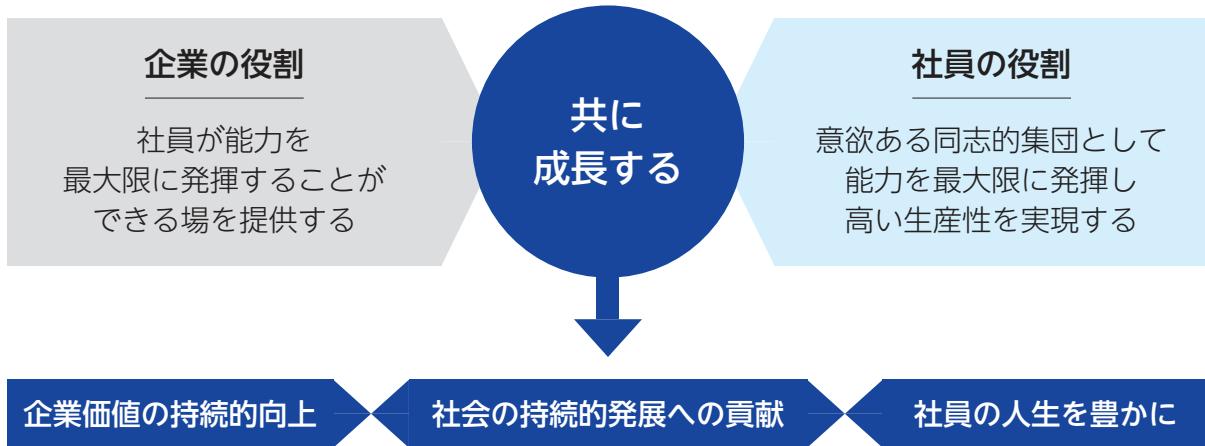


スター精密株式会社

(証券コード7718)

企業理念

企業は永遠に発展させるもの 従業員の生活はたゆまず向上するもの



パーパス

世界に挑戦する 「偉大な中小企業」として 社会の持続的発展に貢献する

スター精密は、意欲ある同志的集団として、新しい価値を世の中に提供し、企業価値を高め続けるとともに、同じ志を持った社員がその能力を最大限に発揮できる場を提供することで社員の人生を豊かなものにし、同時に集団として大企業にも負けない高い生産性を実現することによって、日本の中小企業の先駆けのような存在でありたい、世界に挑戦する偉大な中小企業、グレートスモールカンパニーとして、社会の持続的発展に貢献していきたいと考えます。

株主の皆様へ

取締役社長
佐藤 衛



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第100期定時株主総会を2025年3月27日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第100期の事業の概況につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2025年3月

(証券コード 7718)

2025年3月10日

株 主 各 位

静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号

スター精密株式会社

取締役社長 佐藤 衛

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.star-m.jp>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式・株主情報」「株主総会」「第100期定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【電子提供措置事項掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/7718/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「スター精密」または「コード」に当社証券コード「7718」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(郵送)またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、6、7頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年3月26日(水曜日)午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)
2. 場 所 静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号 当社本社会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第100期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する株式報酬制度の改定の件

以 上

- ◎ 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ・ 事業報告の一部
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがいまして、本招集ご通知は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類の一部であります。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

■ 剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨の定款規定を設けております。

この定款規定に基づき、2025年2月21日開催の当社取締役会におきまして、第100期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議しておりますので、お知らせいたします。

1. 期末配当金 1株につき金30円(中間配当を含め年60円)
2. 効力発生日および支払開始日 2025年3月11日(火曜日)

期末配当金は、「期末配当金領収証」により払渡期間(2025年3月11日から2025年4月30日まで)内に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお受取りください。

お支払い方法について、口座振込および株式数比例配分方式をご指定いただいている方は、「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」によりご確認ください。



議決権行使についてのご案内

議決権行使は、次の3つの方法によりご行使いただくことができます。



1

書面(郵送)で議決権を行使する場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2025年3月26日(水曜日)午後5時到着分まで



2

インターネット等で議決権を行使する場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年3月26日(水曜日)午後5時入力完了分まで



3

株主総会に出席する場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時 2025年3月27日(木曜日)午前10時(受付開始：午前9時)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX 席

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 席

1. _____

2. _____

同席返向 ログイン用QRコード

見本 ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

反対票 反対票 XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号および第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

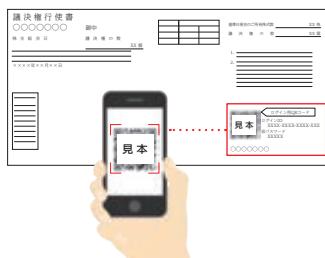
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役と執行役員役割を明確にし、経営責任の明確化および業務執行のさらなる迅速化を図り、取締役会の監督機能を向上させることを目的として、一部の役付取締役を除き、役付取締役を廃止し、執行役員制度に基づく役位にて役付を行うことに変更するものであります。つきましては、現行定款第14条（招集権者および議長）、第21条（代表取締役）、第22条（役付取締役）に所要の変更を行い、これらに伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第12条～第13条(条文省略) | 第12条～第13条(現行どおり) |
| (招集権者および議長) | (招集権者および議長) |
| 第14条 株主総会の招集および議長は、 <u>取締役社長</u> がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 | 第14条 株主総会の招集および議長は、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u> がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 |
| 第15条～第17条(条文省略) | 第15条～第17条(現行どおり) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| 第18条～第20条(条文省略) | 第18条～第20条(現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>役付取締役</u>)</p> <p><u>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから定めなければならない。</u></p> <p><u>第23条～第36条</u>(条文省略)</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第22条～第35条</u>(現行どおり)</p> |

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、指名・報酬委員会(委員の過半数は独立社外取締役)の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

さとう

佐藤

(1960年1月5日生)

再任

まもる

衛

所有する当社株式の数

122,900株



▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--------------------|---------|----------------------------|
| 1984年7月 | 当社入社 | 2012年3月 | 当社執行役員 |
| 2004年6月 | 当社特機事業部営業部長 | | 当社管理本部副本部長(現 コーポレート本部副本部長) |
| 2008年5月 | 当社取締役 当社特機事業部次長 | 2012年5月 | 当社管理本部長(現 コーポレート本部長) |
| 2009年3月 | 当社特機事業部長 | 2014年5月 | 当社常務取締役 |
| | | 2017年3月 | 当社代表取締役 取締役社長(現任) |

▶ 取締役候補者とした理由

佐藤 衛氏は、特機事業部および本社部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、常務取締役として両部門の経営に携わるなど、経営に関する見識を有しております。また、2017年3月からは取締役社長として、海外経験等で培ったグローバルな見識に基づき当社グループの経営全般を牽引していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ささい やすなお
笹井 康直

(1960年4月19日生)

再任

所有する当社株式の数

40,300株



▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|------------------------|----------|---------------|
| 1983年 4月 | 当社入社 | 2017年 3月 | 当社機械事業部長 |
| 2011年 6月 | 当社機械事業部営業部長 | 2019年 7月 | 当社上席執行役員 |
| 2014年 3月 | 当社機械事業部開発部長 | 2020年 1月 | 当社機械事業部事業企画部長 |
| 2015年 3月 | 当社執行役員 当社機械事業部副事業部長 | 2020年 3月 | 当社常務取締役(現任) |
| | | 2023年 1月 | 当社開発本部長(現任) |

▶ 取締役候補者とした理由

笹井康直氏は、長年にわたる機械事業部での業務執行を通じた豊富な経験と実績を有し、機械事業部長としてリーダーシップを発揮し同事業の収益拡大に貢献してきました。2020年3月からは常務取締役として、機械事業部および特機事業部の両部門の経営、2023年1月からは開発本部長として新規事業の創出に携わるなど、経営に関する見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

さとう せいご
佐藤 誠悟

(1980年11月6日生)

再任

所有する当社株式の数

100,300株



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------------------------|---------|--|
| 2003年4月 | 当社入社 | 2021年1月 | 当社管理本部副本部長(現 コーポレート本部副本部長)兼同本部総務人事部長 |
| 2017年12月 | 当社特機事業部営業部長 | 2022年1月 | 当社上席執行役員 当社管理本部長(現 コーポレート本部長)(現任)兼同本部総務人事部長 |
| 2020年1月 | 当社執行役員 当社特機事業部副事業部長兼同事業部営業部長 | 2024年3月 | 当社常務取締役(現任) |

▶ 取締役候補者とした理由

佐藤誠悟氏は、特機事業部在籍時に海外赴任を経験するなど、グローバルな視点を有し、同事業部においてリーダーシップを発揮し同事業の収益拡大に貢献してきました。2022年1月からは管理本部長(現 コーポレート本部長)として、当社の企業理念の実現とパーパスに基づく企業風土の改善など具体的な企業価値の向上に取り組んできました。また、2024年3月からは常務取締役として、第2次中期経営計画の策定を牽引するなど、経営に関する見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

かたやま みきお
片山 幹雄

(1957年12月12日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株



▶ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------------------------|---------|--------------------------|
| 2006年4月 | シャープ(株)代表取締役専務取締役 | 2022年4月 | (株)Kconcept 代表取締役社長(現任) |
| 2007年4月 | 同社代表取締役社長 | 2022年9月 | (株)よしもと統合ファンド 顧問(現任) |
| 2012年4月 | 同社取締役会長 | 2023年3月 | ローランド(株) 社外取締役(現任) |
| 2014年10月 | 日本電産(株)(現 ニデック(株))副会長最高技術責任者(CTO) | 2023年6月 | SRSホールディングス(株) 社外取締役(現任) |
| 2015年6月 | 同社代表取締役副会長最高技術責任者(CTO) | | [重要な兼職の状況] |
| 2020年6月 | 同社副社長最高技術責任者(CTO) | | (株)Kconcept 代表取締役社長 |
| 2021年10月 | 同社特別顧問 | | ローランド(株) 社外取締役 |
| 2022年4月 | 東京大学生産技術研究所 研究顧問(現任) | | SRSホールディングス(株) 社外取締役 |

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

片山幹雄氏は、複数の上場企業の代表取締役を務められるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを当社の取締役会の適切な意思決定および取締役の業務執行の監督に反映していただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、客観的・中立的な立場からの発言・提言を行っていただくことを期待しております。

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 片山幹雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合、片山幹雄氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合、片山幹雄氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年3月に同内容で更新する予定であります。当該契約により、被保険者である当社の取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含め全額会社負担としております。なお、佐藤 衛、笹井康直および佐藤誠悟の3氏は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、本議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き被保険者となり、片山幹雄氏は、新たに被保険者に含まれることとなります。

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する株式報酬制度の改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、年額3億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)とご承認いただいております。また、当該報酬枠とは別枠で、2021年3月25日開催の第96期定時株主総会(以下「第96期定時株主総会」という。)において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対するストック・オプション付与のための報酬額として年額2千万円以内(各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数は60,000株以内)、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額8千万円以内(これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内)とご承認いただいております。

今般、株式報酬制度の見直しを行うこととし、第96期定時株主総会でご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度I」という。)の上限額および上限株式数を改定するとともに、新たに業績連動型譲渡制限付株式制度を導入することにつきご承認をお願いいたします。なお、本議案についてご承認いただいた場合には、上記のストック・オプション付与のための報酬枠は廃止することとし、既に付与済みのストック・オプションを除き、新たなストック・オプションの付与は行いません。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当社から対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資して、当社の普通株式の発行もしくは処分をする方法、または、当社から対象取締役に対して取締役の報酬として金銭の支給もしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行もしくは処分をする方法(以下「無償交付」という。)のいずれかの方法により行うこととします。金銭報酬債権を現物出資する方法による場合における当該発行または処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

なお、現在の対象取締役は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き3名となります。

I. 譲渡制限付株式報酬制度の改定について

第96期定時株主総会において、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役会が予め定める地位を退任するまでの間、譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与するため

の報酬を支給すること(当該報酬制度を「本制度Ⅰ」という。)についてご承認いただいておりますが、これまでの譲渡制限付株式付与の状況や株式希薄化への影響等を考慮して、本制度Ⅰに基づき付与する譲渡制限付株式の上限額および上限株式数を改定いたしたく存じます。

改定後の譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額3千5百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数を年間20,000株以内(ただし、本議案が承認された後、当社の普通株式につき株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含む。)が行われた場合にはその比率に応じて調整する。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において審議、決定することといたします。

なお、本制度Ⅰについては、上記のとおり上限金額および上限株式数を改定することならびに株式の交付方法として無償交付を加えることのほかは、従前の内容に変更はなく、本制度Ⅰに基づく当社の普通株式の発行または処分に当たって当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約Ⅰ」という。)には、従前どおり、以下の内容を含むものとします。また、従前どおり、各事業年度の直前の事業年度において当社が親会社株主に帰属する当期純損失を計上した場合、当該各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日の間においては、対象取締役に対する本制度Ⅰに基づく報酬は支給しないものといたします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式Ⅰ」という。)の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間(以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。)、本割当株式Ⅰについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限Ⅰ」という。)

(2)譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間Ⅰ」という。)中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限Ⅰを解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間Ⅰが満了する前に上記(1)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限Ⅰを解除する本割当株式Ⅰの数および譲渡制限Ⅰを解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点において、なお譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(3)退任時の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間Ⅰ中に、上記(1)に定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契

約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅰを解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点において、譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約Ⅰに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

Ⅱ. 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入について

1. 制度の概要

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度Ⅱ」という。)は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることに加えて、取締役の報酬と当社の業績の連動性をより明確にすることを目的として新たに導入するものです。

本制度Ⅱは、対象取締役に対し、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間(以下「評価期間」という。)および評価期間中の業績目標を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。業績指標は、利益を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を当社の取締役会において設定します。本制度Ⅱは、評価期間中の業績目標の達成度等に応じて当社の普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社の普通株式を交付するか否か、および交付する株式数は、確定しておりません。

2. 上限金額および上限株式数

本制度Ⅱについて、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額6千5百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数を年間57,000株以内(ただし、本議案が承認された後、当社の普通株式につき株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含む。))が行われた場合にはその比率に応じて調整する。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において審議、決定することといたします。

3. 株式交付の要件等

本制度Ⅱにおいては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役(評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含む。)に対して当社の普通株式の交付を行います。

- (1)当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- (2)その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後かつ当社株式の交付前に、①対象取締役が死亡した場合、および②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、ならびに③当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

また、クローバック条項を導入し、対象取締役に非違行為があった場合および株式付与の前提とした業績に重大な誤りがあることが判明した場合等は、譲渡制限の解除後一定の期間内に、取締役会の決議により、対象取締役に対し、株式または金銭の全部または一部の返還を請求することができるものとします。

4. 譲渡制限の内容等

本制度Ⅱに基づく当社の普通株式の発行または処分に当たって当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約Ⅱ」という。)の内容は、以下の内容を含むものとします(ただし、対象取締役との間で、本制度の適用開始時にあらかじめ以下の内容を含む契約を締結することにより、本割当契約Ⅱの締結を省略できるものとする。)

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式Ⅱ」という。)の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間(以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。)、本割当株式Ⅱについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限Ⅱ」という。)

(2)譲渡制限の解除

当社は、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限Ⅱを解除する。

(3)無償取得

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない

場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅱの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。

(5)その他の事項

本割当契約Ⅱに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【本議案に基づく報酬の支給が相当である理由】

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることや、取締役の報酬と当社の業績の連動性をより明確にすることを目的とするものであり、本議案に基づき1年当たりに行われる株式の発行済株式総数(2024年12月31日時点)に占める割合は、約0.24%とその希薄化率は軽微です。

また、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「2.会社役員に関する事項(2)取締役の報酬等②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案の内容に則して当該方針を改定し、対象取締役に対して業績連動報酬である株式報酬を付与する内容にする予定であり、本議案の内容はそのために必要かつ相当な内容となっております。なお、本議案について、指名・報酬委員会の審議を経たうえで監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。そのため、本議案に基づく報酬の支給は相当であると判断しております。

(ご参考)取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の株式報酬制度のイメージ図

【改定前】

| 株式報酬の区分 | 上限額・総数/年間 | |
|---------------|-----------|--------------------------------|
| 通常型ストック・オプション | 2千万円以内 | 新株予約権 600個以内 (60,000株以内) |
| 譲渡制限付株式報酬 | 8千万円以内 | 200,000株以内 |

⇒

【改定後】

(本議案が原案どおり承認可決された場合)

| 株式報酬の区分 | 上限額・総数/年間 | |
|---------------|------------|-----------|
| 通常型ストック・オプション | 新規の付与は取り止め | |
| 譲渡制限付株式報酬 | 3千5百万円以内 | 20,000株以内 |
| 業績連動型株式報酬 | 6千5百万円以内 | 57,000株以内 |

取締役および監査等委員の主な経験等 (スキルマトリックス)

当社は、知識・経験・能力等のバランスおよび多様性に配慮して取締役候補者を指名しております。本総会の議案が原案どおり承認可決された場合には、各取締役の主な経験等は以下のとおりとなります。

| 氏名 | 地位 | 社外独立 | 性別 | 指名・報酬委員会 (◎は委員長) | 主な知識・経験・能力 | | | | | | |
|-------|--------------------|------|----|---------------------|------------|------|------|-------------|-------|------|------------|
| | | | | | 企業経営 | 戦略企画 | 財務会計 | 法務・コンプライアンス | グローバル | 研究開発 | 営業・マーケティング |
| 佐藤 衛 | 代表取締役 社長執行役員 | | 男性 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 笹井 康直 | 取締役 常務執行役員 | | 男性 | | | ○ | | | | ○ | ○ |
| 佐藤 誠悟 | 取締役 常務執行役員 | | 男性 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 片山 幹雄 | 取 締 役 | ○ | 男性 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 西川 勢一 | 取 締 役 (常勤監査等委員) | ○ | 男性 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | |
| 杉本 基 | 取 締 役 (監査等委員) | ○ | 男性 | ○ | | | ○ | | | | |
| 宮田 逸江 | 取 締 役 (監査等委員) | ○ | 女性 | ○ | | | | ○ | | | |

以上

事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、各国の金融の引き締め政策の長期化などによるインフレの鈍化傾向がみられるなか、全般に景気は緩やかな回復基調で推移しました。米国や欧州では利下げに転じるなど変化は見られたものの、金利の高止まりなどによる景気後退の懸念が続いたことに加え、中国における不動産市況の低迷などによる景気全般の停滞や、わが国においては為替相場の円安傾向などにより、依然として先行きが不透明な経済情勢が続きました。

当社グループの主要関連市場におきましては、小型プリンターの需要については全般的に低調ながらも米国では回復傾向に転じました。また、主力の工作機械の需要は米国、欧州および国内で低調に推移した一方、中国においては補助金政策等により一時的に需要の回復がみられました。

このような状況のなか、当連結会計年度の売上高は、全体に為替の円安による影響を受けたものの、主に工作機械の売上が大幅に減少したことから649億9千4百万円(前期比16.9%減)となりました。利益につきましては、営業利益は40億2千1百万円(同61.2%減)、経常利益は45億1千5百万円(同58.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は18億5千5百万円(同77.3%減)となりました。

当連結会計 年度の業績

| | | |
|---------------------|-----------|---------------|
| 売上高 | 649億94百万円 | (前年度比 16.9%減) |
| 営業利益 | 40億21百万円 | (前年度比 61.2%減) |
| 経常利益 | 45億15百万円 | (前年度比 58.8%減) |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 18億55百万円 | (前年度比 77.3%減) |

事業セグメント別の状況は、次のとおりであります。

● 特機事業

小型プリンターでは、全般に為替の円安の影響を受けたものの、主に米国市場の影響により売上は大幅に減少しました。地域別の売上につきましては、米国市場は後半に入り、流通在庫が適正水準に戻り回復してきたものの、期前半の低迷が影響し売上は大幅に減少しました。また、欧州市場は市況が堅調に推移し、売上は前期並みとなりました。一方、国内市場は市況が堅調に推移するなか、主には2023年12月期の株式会社スマート・ソリューション・テクノロジーの新規連結により、売上は増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は135億7千4百万円(前期比15.7%減)と減少し、営業利益は8億8千5百万円(同54.7%減)と大幅な減益となりました。

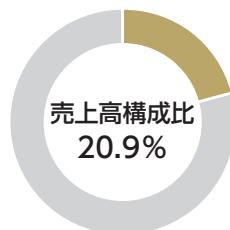


▶ 売上高

13,574百万円 (前年度比 15.7%減)

▶ 営業利益

885百万円 (前年度比 54.7%減)



● NEWS & TOPICS

店舗用小型プリンターTSP100シリーズの無線内蔵モデルを発売

全世界で累計300万台以上を売り上げ、当社の店舗用小型プリンターでトップセールスを誇るTSP100シリーズの最新モデル「TSP100IV」において、新たに無線通信接続機能を搭載したモデルを2025年3月以降、国内外で順次販売開始します。

TSP100IVは、USBとLANのデュアルインターフェイスを搭載した3インチ(80mm用紙幅) サーマルプリンターで、クラウド通信機能を特長とし、2022年に販売を開始しました。スタイリッシュな外観と省スペース設置が可能なコンパクトさが好評を博し、mPOS (mobile Point of Sale) 市場をはじめ、導入が進んでいます。

店舗環境の多様化が進むにつれて、最新の通信インターフェイスを1台に搭載する要望が増している中、従来の「USBとLAN」のデュアルインターフェイスに加え、「無線LANとBluetooth®」を内蔵した上位互換モデルをラインアップに揃え、POS市場でのさらなるシェア拡大を目指します。



● 工作機械事業

CNC自動旋盤では、為替の円安の影響を受けたものの、米国市場や欧州市場の低迷などにより売上は大幅に減少しました。地域別の売上につきましては、米国市場では大統領選挙の影響や金利の高止まりなどから設備投資への慎重な動きが継続し、また、欧州市場では依然として需要は全般に低迷したことから売上は大幅に減少しました。一方、アジア市場では主に中国において直近で販売代理店の在庫調整等の影響がみられるものの、売上は大幅に増加しました。また、国内市場では自動車関連を中心に全般に振るわず、売上は大幅に減少しました。

以上の結果、当事業の売上高は514億1千9百万円(前期比17.2%減)と減少し、営業利益は50億4千7百万円(同51.2%減)と大幅な減益となりました。



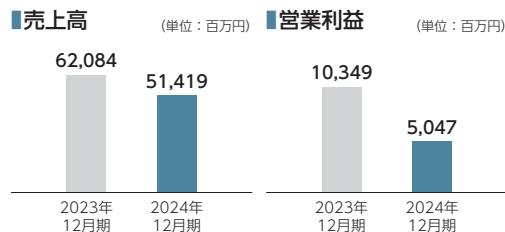
SD-26 type 5

▶ 売上高

51,419百万円 (前年度比 17.2%減)

▶ 営業利益

5,047百万円 (前年度比 51.2%減)



● NEWS & TOPICS

ベストセラー機 S B シリーズをモデルチェンジ

スイス型自動旋盤の新製品として、最大加工径が20ミリメートルの「S B-20 R II」を2025年6月に販売開始予定です。S Bシリーズは、2003年に初期モデルの販売を開始して以来、自動車、情報通信機器、医療機器をはじめとするさまざまな業種の部品加工用に用いられており、累計販売台数27,000台を超える当社のベストセラー機です。

今回のモデルチェンジでは、多様化が進む顧客ニーズに応え、基本性能の向上とともにオペレーターの使いやすさを追求し、ソフトウェアによる各種サポート機能についても拡充を図っています。また、オペレーターの操作感に応じて選択できるように、工作機械の頭脳となる数値制御 (NC) 装置について、FANUC製と三菱電機製の2モデルをラインアップしています。



事業セグメント別売上高

| 区 分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | | 前 年 度 比 | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 増減率(%) |
| 特 機 事 業 | 16,111 | 20.6 | 13,574 | 20.9 | △2,536 | △15.7 |
| 工 作 機 械 事 業 | 62,084 | 79.4 | 51,419 | 79.1 | △10,665 | △17.2 |
| 合 計 | 78,196 | 100.0 | 64,994 | 100.0 | △13,201 | △16.9 |

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額59億2千1百万円であります。その主な内容は、工作機械事業における菊川工場大規模リニューアル関連のほか、特機事業におけるソフトウェアや金型の更新などであります。

なお、必要資金は自己資金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

① 基本方針

当社グループは、社会と共に持続的に発展する企業を目指し、社員が自律的に判断し行動するための指針として、以下のとおり企業理念、パーパス(存在意義)、経営方針、行動指針の見直しを行うと同時に、2030年の目指す姿を設定し推進しております。

【企業理念】

企業は永遠に発展させるもの、従業員の生活はたゆまず向上するもの

【パーパス(存在意義)】

世界に挑戦する「偉大な中小企業」として社会の持続的発展に貢献する

【経営方針】

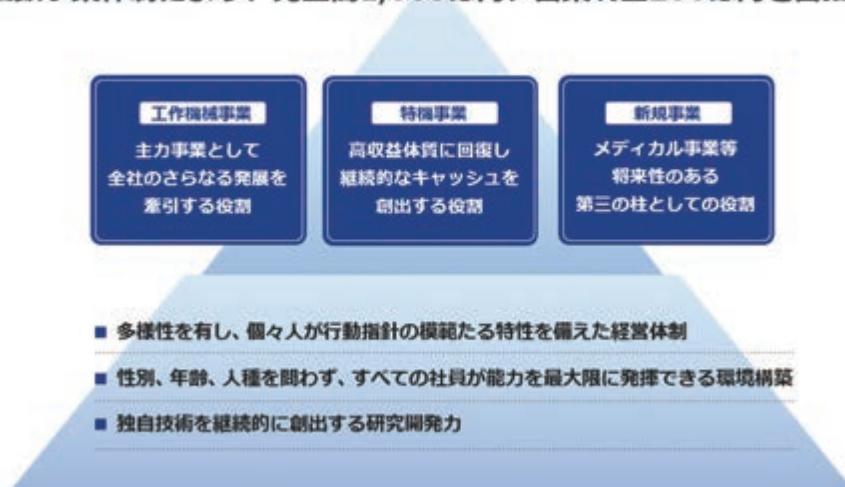
- (1) いたずらに規模を追わず、資本効率と労働生産性を最重要評価指標とする。
- (2) 環境の変化に合わせて新たな価値を継続的に生み出す機能を有する。
- (3) 個々の事業においては常に世界市場を見据え、グローバルニッチを戦略の柱とする。
- (4) 社員がその能力を最大限に発揮することができる環境構築のための投資、および独自技術を追求するための投資は、長期的視野に立ち、事業環境に関わらず継続する。
- (5) 事業を通じて社会と共に永遠に発展する企業を目指す。

【行動指針】

- (1) みずから行動する
自身の仕事に責任と誇りを持ち、主体的に考え、判断し、行動する。
- (2) 学び続ける
志高く、自身と企業の価値向上のため、常に学び続け、成長し続ける。
- (3) 技術にこだわる
社会に新しい価値を提供するため、技術を追求し、技術を磨き続ける。
- (4) 集団としての価値を重視する
仲間を尊重し、力を合わせ、同志的集団として高い生産性を実現する。

【2030年の目指す姿】

理念に基づく経営基盤、人事制度、研究開発力に支えられた
複数事業体制により、売上高1,000億円、営業利益200億円を目指す



② 対処すべき課題

2030年の目指す姿の実現に向けて、2022年12月期から2030年12月期の9年間で「変革の土台作り」、「変革の推進」、「目指す姿の実現」の3つに区分し、その第2次として2025年12月期から2027年12月期までの3年間で対象とする中期経営計画を策定しました。そのなかで取り組むべき課題は以下のとおりです。

主力の工作機械事業においては、市場成長期待が高い医療関連分野での販売を強化するため、複雑加工ニーズを満たす製品ラインナップの拡充を図ると同時に、医療関連分野向けを中心とした先端モデル製造を担う生産工場（国内工場リニューアル第2期 牧之原工場）の増強等を進め、ソリューションセンターを活用した技術サポートを拡充するなど医療関連分野向けの拡販を目指します。

特機事業においては、過剰な流通在庫などにかかる事業環境の課題が前期で解消するなか、製造のベトナム拠点集約等を含むサプライチェーンの最適化を図り、また、アジア地域における販売体制の再構築を進めると同時に、事業全般における固定費の大幅な低減を図ることで高収益性への早期回復を目指します。

新規事業への取り組みとしては、市場の成長性に加えて需要の安定性も期待できる医療機器市場を対象に、これまでに培ってきた精密加工や高度な位置決め制御などの技術力や海外展開ノウハウなど自社の強みを活用するだけでなく、M&Aを含むオープンイノベーションを駆逐することでメディカル事業への段階的な参入を目指します。

グループ全体としては、コーポレート・ガバナンス体制をさらに強化し、第1次で構築した新人事制度に基づく企業風土改革を進めると同時に、サステナビリティ方針に基づくマテリアリティへの取り組みを積極的に進めてまいります。

③ 経営方針・経営戦略・経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは2024年12月期を最終年度として策定した第1次中期経営計画を推進しており、2022年12月期から2024年12月期までの期間における累計値として営業キャッシュ・フロー200億円～250億円、2022年12月期から2024年12月期までの期間における平均値として1人あたり営業利益/年(連結)600万円、ROE10.0%以上、売上高研究開発費率5.0%、1人あたり教育研修費用/年(単体)100千円を目標としております。

最終年度である当連結会計年度は、2022年12月期から2024年12月期までの期間における累計値として営業キャッシュ・フロー208億円、2022年12月期から2024年12月期までの期間における平均値として1人あたり営業利益/年(連結)567万円、ROE9.5%、売上高研究開発費率2.5%、1人あたり教育研修費用/年(単体)86千円となりました。

なお、2025年12月期以降につきましては、2027年12月期を最終年度とした第2次中期経営計画を策定し2025年12月期から2027年12月期までの期間における累計値として営業キャッシュ・フロー240億円、2027年12月期のROE13.0%、1人あたり営業利益/年(連結)730万円を目標としております。

引き続き積極的に事業と経営の改革を続け、企業価値の向上に向けてグループ一丸となって努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 2021年12月期 | 2022年12月期 | 2023年12月期 | 2024年12月期 (当連結会計年度) |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|------------------------|
| 売上高 (百万円) | 64,360 | 87,368 | 78,196 | 64,994 |
| 経常利益 (百万円) | 7,795 | 14,199 | 10,960 | 4,515 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 5,740 | 10,298 | 8,175 | 1,855 |
| 1株当たり当期純利益 | 150円83銭 | 271円14銭 | 218円89銭 | 53円99銭 |
| 総資産 (百万円) | 82,360 | 99,538 | 93,398 | 92,784 |
| 純資産 (百万円) | 61,728 | 73,088 | 80,346 | 74,431 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数から期中の平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。



(5) 重要な子会社の状況(2024年12月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 出資比率(%) | 主要な事業内容 |
|---------------------------------------|---------------|--------------|-----------|
| スターマイクロニクス アメリカ・INC | 6,000千米ドル | 100 (100) | 特機製品の販売 |
| スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD | 4,600千英ポンド | 100 | 特機製品の販売 |
| スター CNC マシンツール Corp. | 1米ドル | 100 (100) | 工作機械製品の販売 |
| スターマイクロニクス・AG | 5,000千スイスフラン | 100 | 工作機械製品の販売 |
| スターマイクロニクス GB・LTD | 130千英ポンド | 100 | 工作機械製品の販売 |
| スターマイクロニクス・GmbH | 3,901千ユーロ | 100 | 工作機械製品の販売 |
| 上海星昂機械有限公司 | 2,482千人民元 | 100 | 工作機械製品の販売 |
| 斯大精密(大連)有限公司 | 480,812千人民元 | 100 | 工作機械製品の製造 |
| スターマイクロニクス マニュファクチュアリング(タイランド)Co.,LTD | 400,000千タイバーツ | 100 | 工作機械製品の製造 |

- (注) 1. 出資比率欄の()は、間接所有割合であります。
2. 連結子会社19社のうち、重要な子会社9社を記載しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2024年12月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------------|---------|---------------------------------------|
| 代表取締役 取締役社長 | 佐 藤 衛 | |
| 常務取締役 | 笹 井 康 直 | 開発本部長 |
| 常務取締役 | 佐 藤 誠 悟 | コーポレート本部長 |
| 取 締 役 | 岩 崎 清 悟 | 芝浦機械株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 西 川 勢 一 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 杉 本 基 | 公認会計士・税理士(杉本会計事務所 所長) 静甲株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 宮 田 逸 江 | 弁護士(藤枝のぞみ法律特許事務所 所長) |

- (注) 1. 取締役岩崎清悟氏は2024年6月25日をもって株式会社村上開明堂社外取締役を退任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)杉本 基氏は2024年6月26日付で静甲株式会社社外取締役に就任いたしました。
3. 取締役佐藤誠悟氏は、2024年3月28日開催の第99期定時株主総会後の取締役会において、常務取締役に選定され、就任いたしました。
4. 社外取締役の各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
5. 監査等委員会による監査の実効性を高めるため、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門との連携を図るべく、西川勢一氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 取締役(常勤監査等委員)西川勢一氏は、クラリオン株式会社(現 フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社)の海外関係会社の経営にあたるなど幅広い業務を経験した後、経営戦略・経営管理に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役(監査等委員)杉本 基氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役(監査等委員)宮田逸江氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
9. 取締役岩崎清悟ならびに取締役(監査等委員)の西川勢一、杉本 基および宮田逸江の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

10. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年1月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---|
| 寺尾和芳 | 上席執行役員 特機事業部長 |
| 増田文雄 | 上席執行役員 機械事業部長 スター CNC マシンツール Corp. 取締役社長 スターマイクロニクス・AG 取締役社長 スターマイクロニクス GB・LTD 取締役社長 スターマイクロニクス・GmbH 取締役 上海星昂機械有限公司 董事長 スターマイクロニクス(タイランド)Co.,LTD 代表取締役 スターマイクロニクス インディア Pvt. LTD 代表取締役 |
| 花田昌武 | 執行役員 コーポレート本部副本部長兼同本部経理部長 |
| 佐野光司 | 執行役員 機械事業部副事業部長 斯大精密(大連)有限公司 董事長 スターマイクロニクス マニュファクチャリング(タイランド)Co.,LTD 代表取締役 |
| 篠宮克宏 | 執行役員 機械事業部開発部長 |
| 小賀坂高宏 | 執行役員 開発本部副本部長 |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 人数(名) |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|----------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役) | 165 (9) | 116 (9) | 18 (-) | 31 (-) | 4 (1) |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 26 (26) | 26 (26) | - (-) | - (-) | 3 (3) |
| 計 (うち社外取締役) | 191 (36) | 142 (36) | 18 (-) | 31 (-) | 7 (4) |

(注) 1. 上記の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

- 上記の業績連動報酬等の額は、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する取締役賞与の額であります。取締役賞与に係る業績指標は、業績向上のインセンティブとして機能するよう親会社株主に帰属する当期純利益としており、当事業年度における実績は「1.(4)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。なお、上記の業績連動報酬等の額は当事業年度に費用計上した額であります。
- 上記の非金銭報酬等の額は、当事業年度に費用計上した譲渡制限付株式報酬額および通常型ストック・オプション報酬額であります。
- 上記の非金銭報酬等は譲渡制限付株式および通常型ストック・オプションであり、その内容および交付状況は、「2.(2)②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のほか、「第100期定時株主総会 その他電子提供措置事項(交付書面省略事項)」の「⑤(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」 「⑥(1)当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 ①通常型ストック・オプションとしての新株予約権」に記載のとおりであります。
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額につきましては、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、基本報酬額と取締役賞与額とを合わせた額を年額3億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名(うち社外取締役1名)です。また、これらとは別に、2021年3月25日開催の第96期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する通常型ストック・オプション報酬額を年額2千万円以内、譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額8千万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は3名です。
- 監査等委員である取締役の報酬額につきましては、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、年額3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該方針は、任意の指名・報酬委員会(委員の過半数は独立社外取締役)へ諮問し、その答申を踏まえたうえで取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬については、月額固定報酬とし、役位ごとに設定した月額報酬テーブルに基づき、会社業績に応じて取締役会の決議により決定し、取締役賞与と合わせて年額3億円以内(うち社外取締役は年額2千万円以内)の範囲で各取締役に支給します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等については、業績向上のインセンティブとして機能するよう、親会社株主に帰属する当期純利益に会社で決定する支給率を乗じ総額を決定のうえ、役位ごとのポイントに応じて取締役会が定めた算定方法に基づき取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の個別支給額を算出し、取締役賞与として毎年、一定の時期に支給します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等については、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対し、中期インセンティブである通常型ストック・オプションを年額2千万円以内の範囲で取締役会の決議により役位に応じ割当てることとしております。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として長期インセンティブとして譲渡制限付株式を年額8千万円以内の範囲で取締役会の決議により役位に応じ割当てることとしております。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、取締役賞与、株式報酬(通常型ストック・オプションおよび譲渡制限付株式)の額は、それぞれ業績、役位および株価により変動しますが、これらを組み合わせることで取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績向上のインセンティブとして機能するよう、適切な割合とします。

e. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、取締役会において、基本報酬の具体的な金額、取締役賞与の算定方法および株式報酬の個人別の割当株式数を決議するものとします。なお、監査等委員である取締役の基本報酬については、年額3千万円以内の範囲において、監査等委員の協議により各監査等委員の支給額を決定しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元については経営上の重要な施策のひとつとして位置付けており、累進的な安定配当として1株につき年間60円以上を継続し自己株式の取得を含めた連結総還元性向50%以上を方針とし実施することを利益還元の基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき30円といたしました。これにより、年間の配当金は中間配当の30円と合わせて1株につき60円となります。

また、当社は2025年2月に策定した第2次中期経営計画において、株主還元方針については累進配当として1株につき年間70円以上、連結総還元性向50%以上を基本方針とし次事業年度より実施することといたしました。

なお、内部留保資金につきましては、企業価値と株主利益の向上を目指し、持続的な成長に向けて将来の成長分野への投資などに活用してまいります。

1 株当たり配当額・総還元性向

■ 特別配当 ■ 期末配当 ■ 中間配当



| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|
| 年間配当 | 58円 | 70円 | 60円 | 60円 |
| 総還元性向 | 79.3% | 44.6% | 51.6% | 636.5% |

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 68,329,773 | 流動負債 | 15,811,490 |
| 現金及び預金 | 23,619,570 | 支払手形及び買掛金 | 5,827,719 |
| 受取手形及び売掛金 | 20,170,101 | 電子記録債務 | 532,489 |
| 商品及び製品 | 14,169,299 | 短期借入金 | 2,000,000 |
| 仕掛品 | 4,714,009 | 1年内返済予定の長期借入金 | 8,315 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,683,213 | リース債務 | 22,495 |
| その他 | 2,089,074 | 未払法人税等 | 540,901 |
| 貸倒引当金 | △115,494 | 契約負債 | 534,935 |
| 固定資産 | 24,454,865 | 賞与引当金 | 696,107 |
| 有形固定資産 | 19,321,624 | その他 | 5,648,525 |
| 建物及び構築物 | 7,086,884 | 固定負債 | 2,542,070 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,420,113 | リース債務 | 37,243 |
| 工具、器具及び備品 | 1,488,769 | 退職給付に係る負債 | 425,853 |
| 土地 | 2,491,261 | 繰延税金負債 | 1,318,083 |
| リース資産 | 53,595 | その他 | 760,889 |
| 建設仮勘定 | 3,553,245 | 負債合計 | 18,353,560 |
| その他 | 1,227,754 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 1,257,955 | 株主資本 | 61,539,049 |
| その他 | 1,257,955 | 資本金 | 12,721,939 |
| 投資その他の資産 | 3,875,284 | 資本剰余金 | 10,171,152 |
| 投資有価証券 | 903,529 | 利益剰余金 | 55,127,327 |
| 繰延税金資産 | 432,566 | 自己株式 | △16,481,370 |
| 退職給付に係る資産 | 2,053,971 | その他の包括利益累計額 | 12,499,500 |
| その他 | 485,216 | その他有価証券評価差額金 | 149,641 |
| 資産合計 | 92,784,638 | 為替換算調整勘定 | 11,248,444 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 1,101,414 |
| | | 新株予約権 | 284,436 |
| | | 非支配株主持分 | 108,091 |
| | | 純資産合計 | 74,431,078 |
| | | 負債純資産合計 | 92,784,638 |

連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 64,994,694 |
| 売上原価 | 41,558,573 |
| 売上総利益 | 23,436,120 |
| 販売費及び一般管理費 | 19,414,874 |
| 営業利益 | 4,021,245 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 323,136 |
| 為替差益 | 84,287 |
| 受取賃貸料 | 41,539 |
| 雑収入 | 97,633 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 32,816 |
| 雑損失 | 19,834 |
| 経常利益 | 4,515,192 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 14,998 |
| 投資有価証券売却益 | 46,121 |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | 195,513 |
| 税金等調整前当期純利益 | 4,380,799 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,656,873 |
| 法人税等調整額 | 875,948 |
| 当期純利益 | 1,847,977 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | 7,133 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,855,111 |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

スター精密株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋 田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター精密株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター精密株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

スター精密株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋 田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スター精密株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

スター精密株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西川 勢 一 ㊞

監査等委員 杉 本 基 ㊞

監査等委員 宮 田 逸 江 ㊞

(注) 常勤監査等委員西川勢一、監査等委員杉本基、監査等委員宮田逸江の3名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

TOPIC 新人事制度の運用

当社は2022年2月に策定した企業理念・パーパスおよび「2030年の目指す姿」の実現に向けて、人事制度を約20年ぶりに刷新し、新たな等級・評価・報酬制度の運用を2025年1月より開始いたしました。

この新人事制度の導入により、従業員エンゲージメントを高め、当社が目指す「自律型組織」への転換を加速させます。また、すべての社員が能力を最大限に発揮できる環境を構築し、人的資本価値の最大化を通じて中長期的な企業価値の向上を目指します。新人事制度の主なポイントは以下のとおりです。

| | 旧制度および課題 | 新制度のポイント |
|------|---|--|
| 等級制度 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 職能資格制度 ■ 社員区分（総合職・一般職・スタッフ社員） ■ マネジメントコースのみの単線型キャリアパス | <ul style="list-style-type: none"> ■ 役割等級制度の導入 ■ 社員区分（総合職に一本化） ■ プロフェッショナルコースの新設（複線型キャリアパス） |
| 評価制度 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 在級年数による昇降格 ■ 相対評価による運用 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 年功序列の廃止 ■ 絶対評価の採用 ■ 行動指針実践度評価の新設 |
| 報酬制度 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 年功的な報酬体系（年齢給など） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 本人給（年齢給）の廃止と職能給テーブルの再設定 |

○ 会社概況・株式状況 (2024年12月31日現在)

▶ 会社概要

設立 1950年7月6日
 資本金 127億2千1百万円
 従業員の状況

1. 企業集団の従業員数

| 区分 | 従業員数 (名) |
|---------|----------|
| 特機事業 | 312 |
| 工作機械事業 | 1,249 |
| 全社 (共通) | 81 |
| 合計 | 1,642 |

2. 当社の従業員の状況

| 従業員数 (名) |
|----------|
| 507 |

営業目 1. 特機 (小型プリンター)
 2. 工作機械 (CNC自動旋盤等工作機械)

▶ 株式状況

| | |
|----------|--------------|
| 発行可能株式総数 | 158,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 41,373,034株 |
| 株主数 | 9,075名 |

(注) 自己株式の消却により、発行済株式総数は前年度末に比べ548,400株減少しております。

▶ グローバルネットワーク

国内拠点

事業所

- 本社部門・特機事業部
 - 本社
- 特機事業部
 - 品質技術センター
- 機械事業部
 - 菊川工場
 - ソリューションセンター
 - 東京営業所
 - 大阪営業所
 - 名古屋営業所
 - 諏訪営業所

国内子会社

- スターマーケティングジャパン(株)
- スターメタル(株)
- (株)ミクロ札幌
- (株)スマート・ソリューション・テクノロジー(SST)
- SST札幌テクニカルセンター

海外拠点

欧州

- スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD(英国)
- スターマイクロニクス・AG(スイス)
- スターマイクロニクス GB・LTD(英国)
- スターマイクロニクス・GmbH(ドイツ)
- スターマシンツール フランス・SAS(フランス)

アジア

- スターマイクロニクス サウスイースト アジア Co., LTD(タイ)
- 天星精密有限公司(香港)
- 上海星昂機械有限公司(中国)
- スターマイクロニクス(タイランド) Co., LTD(タイ)
- 斯大精密(大連)有限公司(中国)
- スターマイクロニクス マニュファクチャリング(タイランド)Co., LTD(タイ)
- スターマイクロニクス インディアPvt. LTD(インド)

北米

- スターマイクロニクス アメリカ・INC(米国)
- スター CNC マシンツール Corp.(米国)
- スターアメリカホールディング・INC(米国)

▶ 大株主 (上位10名)

| | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|---|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 5,899 | 18.54 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 3,463 | 10.89 |
| ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042 | 1,737 | 5.46 |
| 鈴木 通 | 618 | 1.95 |
| ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505103 | 609 | 1.91 |
| ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 | 500 | 1.57 |
| 日本生命保険相互会社 | 491 | 1.54 |
| ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140040 | 479 | 1.51 |
| タイヨウ ファンド エルピー | 415 | 1.31 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505227 | 370 | 1.17 |

(注1) 当社は、自己株式 9,556千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 (注2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

▶ 所有者別分布状況



○ 株主メモ

| | |
|-------------|--|
| 事業年度 | 毎年1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年3月 |
| 剰余金の配当の基準日 | 期末配当 12月31日 中間配当 6月30日 |
| 定時株主総会の基準日 | 毎年12月31日 |
| 株主名簿管理人 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 特別口座の口座管理機関 | |
| 同連絡先 | 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 《郵送先》〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所プライム市場 |
| 公告方法 | 電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL (https://www.star-m.jp/ir/) |
| 単元株式数 | 100株 |

ホームページのご案内

当社公式ホームページでは、会社情報、IR情報や新製品に関するお知らせなど最新情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<https://www.star-m.jp>



▶ 株式に関するお手続きについて

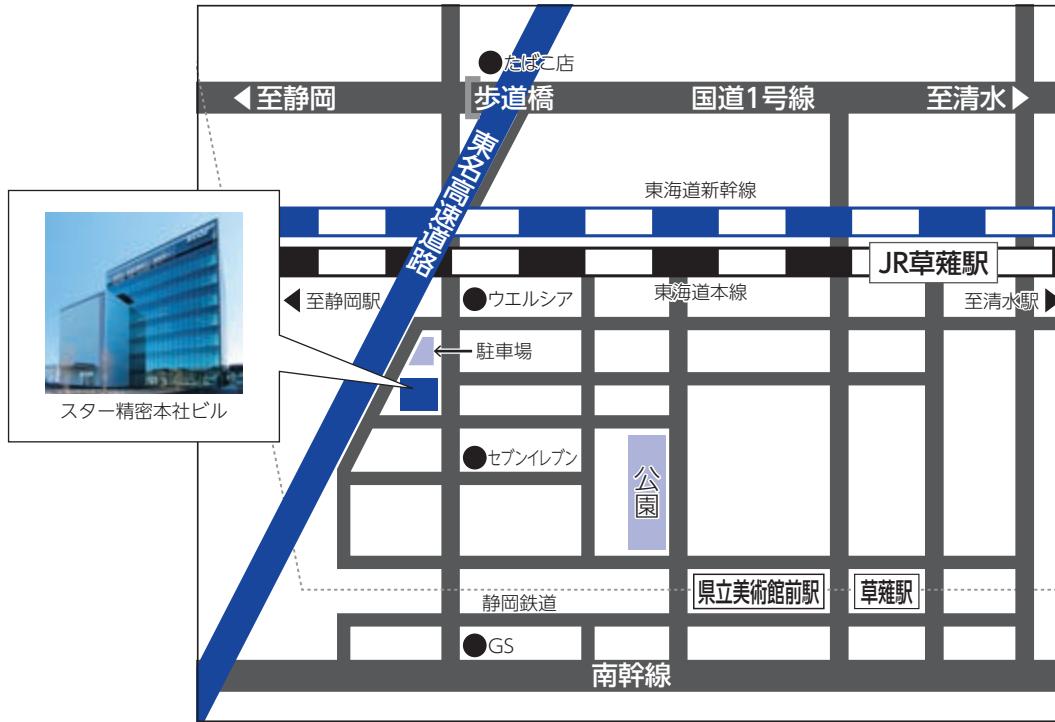
| お手続き内容 | お問合せ窓口 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 住所・氏名等のご変更 ● 単元未満株式の買取および買増請求 ● 配当金の受領方法のご変更 | <p>▶ 証券会社に口座をお持ちの株主様 口座をお持ちの証券会社</p> <hr/> <p>▶ 証券会社に口座をお持ちでない株主様 特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社 《連絡先》三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 《郵送先》〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> |
| | <p>▶ すべての株主様 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行 本支店でお支払いいたします。 《連絡先》三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 《郵送先》〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> |

- 配当金を配当金領収証との引換でお受け取りの株主様へのご案内
より安全かつ迅速に配当金をお受け取りいただける、口座振込をおすすめしております。株主様におかれましては、この機会にお受け取り方法のご変更を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

- 当社株式を特別口座でご所有の株主様へのご案内

特別口座で管理されている株式は、お取引に一定の制限がかかり、市場で売買することができません。株主様におかれましては、この機会に証券口座への移管をご検討のうえ、移管される場合には、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図



会場／静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号 当社社会議室 TEL.054-263-1111

交通アクセス

- JR東海（東海道新幹線）静岡駅下車 タクシー約15分
- JR東海（東海道本線）草薙駅下車 徒歩約15分／タクシー約5分
- 静岡鉄道 県立美術館前駅下車 徒歩約5分

※ご来場にあたり車いす等のサポートが必要な株主様は、事前にご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

※お土産はございませんので、あらかじめご了承ください。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

